**武豊町社会福祉協議会**

**ボランティアセンター**

**登録の手引き**



**問合せ先**

**武豊町社会福祉協議会 ボランティアセンター**

**開 館　月曜日～金曜日**

**午前8時30分～午後5時15分**

**水曜日のみ午後7時15分まで**

**※祝日はお休みになります**

**電　話　（0569）73-3104**

**ＦＡＸ　（0569）73-8377**

**Ｅメール：info＠taketoyo-shakyo.com**

**ボランティアコーディネーターによる相談日**

**月曜日～金曜日の午前9時～午後3時**

**※祝日はお休みになります。**

**ボランティアセンターとは**

武豊町社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動に来てほしい方をつなげ、またボランティア活動の輪を広げ、さらにボランティア活動に関する情報の提供や活動に関する相談をお受けしています。

ボランティア活動に関する様々な取り組みを行っています。

ボランティアセンターの主な活動

◆**ボランティア活動をしたい人、ボランティアの支援を必要とする人のため**

**の相談**

◆**ボランティア活動に関する啓発・普及**

　・ボランティアセンターたより「スマイル」発行

　・武豊町福祉まつりへの参加協力　　　　　・施設見学などの企画運営

　・**「ボランティア保険」**への加入促進　　　 ・ボランティア交流会

◆**ボランティアの育成**

◆**ボランティア団体の運営などへの助言、協力**

◆**ボランティアに関する各種講座の開催**

◆**福祉教育に関する企画運営・相談**

　・夏休みボランティアスクール「防災福祉探検隊」

　・町内小学校、中学校、高等学校への「福祉実践教室」講師・ボランティア

の派遣

◆**ボランティア活動に関する機材等の貸出**

◆**ボランティア活動に関する情報資料の収集・提供**

ぜひ、活動にご協力ください。

**ボランティアとは**

「ボランティア」の語源はラテン語の「volo」や「voluntas」等であるといわれています。それらには「自由意思」や「自ら進んで」という意味があります。つまりボランティアは「自らの自発的な意志に基づき、主体的に身の回りの人たちや社会に貢献すること」であり、次のような４つの原則があるといわれます。

●**自発性・主体性**…誰かに強制されて行う活動ではありません。

●**社会性**…趣味活動などの個人で完結する活動ではなく、社会に向けて発信

する活動です。

●**無償性**…経済的な対価を求める活動ではありません。

●**創造性・先駆性**…誰もやってないけれど社会にとって必要なことをやると

いう面をもっています。

**ボランティア活動時の心構え**

**秘密や約束は守りましょう**

活動にあたって秘密を守ることは大切です。連絡もなく遅刻したり勝手に休んだり、また活動中に知った個人的な情報を漏らしてはいけません。

**対等な関係**

「してあげる？」「してもらう？」ボランティアはやりたいからやる活動です。どちらかがどちらかに依存的だったり上下関係が示されるようでは活動が長続きせずお互いの関係も良くなりません。

**何でもやってしまわない**

相手のできることまでサポートする必要はありません。できない部分をできるようにサポートすればよいのです。また自分自身ができないことは断りまましょう。

**ムリをしないで活動しよう**

活動を継続するためにはムリをしないことが大切。自分の体調や生活を壊してまでする活動は好ましくありません。また、自分のできるときにできる範囲で活動するのがボランティアです。

**積極的且つ謙虚に**

自分から積極的に行動し自分のできることを探しましょう。小さなことでも役立つことはあります。「してあげる」のではなく「一緒にやろう」という気持ちで活動しましょう。

**保険加入も忘れずに**

万が一の時のためにボランティア活動保険に加入しておきましょう。活動中に起きた事故などに対する保険が用意されています。活動前にぜひ加入してください。

**※ボランティア活動保険・行事用保険について、当ボランティアセンターが窓口となって手続できます。**

**詳細はお問合せ・ご相談ください。**

**ボランティアセンター登録制度について**

**●登録について**

　◎個人ボランティア

　◎ボランティア団体

該当される団体はボランティアセンターに登録できます。

* 1. 原則３名以上の会員で構成されていること。（会長・会計・監査）
	2. 活動の半数以上を武豊町で行い、自主的で継続的な活動であること
	3. 活動に伴う実費弁償を除いて無報酬であること
	4. センターが関わる行事に積極的に参加協力する意思があること
	5. その他、特に会長が認めたもの
	6. 上記の①から⑤を満たし、社会福祉協議会及び当センター事業に理解、賛同をいた

だき、**ボランティアセンター及び社会福祉協議会事業等への協力**（下記枠に確認チェック項目あり）、協働の関係にある団体であること

◆確認チェック項目

□ボランティア交流会への参加・協力

□ボランティア講座開催への参加・協力

□福祉教育事業への参加・協力

□産業まつり等、町主催行事への参加・協力

□ボランティアセンターが開催する会議等への参加・協力

□ボランティアセンターを通し派遣依頼のあった、ボラン

ティア活動（施設慰問や行事お手伝い等）への参加・協力

□その他

※会員の自己研鑚のための福祉の学習活動や、固定された会員同士のみの助け合い活動（互助活動）は、ボランティア活動とはみなしません。

**●登録手続き**

**（１）新規・更新登録に必要な書類**

登録を希望する個人・団体は、ボランティアセンターに次の書類を提出し、申請を

行ってください。年度毎の４月中を持って行う。

**≪団体≫**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 新規 | 更新 |
| １ | ボランティア登録申請書団体【様式１号➀】 | ○ | ○ |
| ２ | ボランティアセンター登録者名簿（Ａ4横長）　　　　　　　　　　　　　　【様式2号】（必須：氏名・住所・電話番号・生年月日） | ○ | ○ |
| ３ | 会則（規約）（様式自由）【参考様式1号】 | ○ | ×※変更時には提出 |
| ４ | 前年度活動実績（様式自由）【参考様式2号】 | △※あれば提出 | ○ |

※上記提出書類を提出できない場合は、ボランティアセンター登録を受付け

ることはできません。

**≪個人≫**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 新規 | 更新 |
| １ | ボランティア登録申請書個人【様式1号②】 | ○ | ○ |

**（２）登録の変更**

　　　登録内容に変更があった場合は、随時ご連絡ください。

　　　※会員の増減があった場合にもご連絡ください。

**●登録解除手続き**

　ボランティア登録を解除する場合は、ボランティア登録解除届【様式3号】をセンターに提出する。

**支援内容について**

ボランティアセンターに登録していただいた個人・団体には、下記の内容の支援をボランティアセンターで行います。

**（１）情報提供・情報発信の支援**

**◆ボランティアに関する情報の提供**

ボランティアや福祉に関する「研修」・「イベントの開催」・「助成金の募集」等の情報を

随時お送りします。会員のみなさんにもご案内いただき、活動に役立ててください。

**◆情報発信の支援**

　登録団体が行うボランティア活動の情報発信をお手伝いします。

**◆武豊町社会福祉協議会ボランティアセンターホームページ**

　武豊町社会福祉協議会のホームページ上で、登録団体の紹介を行っています。団体が行

うイベントや研修会、会員募集等の広報に活用できます。記事の記載を希望する場合は、

ボランティアセンターにお申し出ください。

**◆たけとよのふくし**

　武豊町社会福祉協議会が発行する情報誌「たけとよのふくし」に掲載できます。記事の

掲載を希望する場合は、掲載希望月の２か月前までにご相談ください。

※紙面の都合上、掲載できない場合もあります。

**◆武豊町社会福祉協議会ボランティアセンターだより「スマイル」**

　武豊町社会福祉協議会ボランティアセンターが発行する情報誌「スマイル」に掲載でき

ます。記事の掲載を希望する場合は、掲載希望月の２か月前までにご相談ください。

※紙面の都合上、掲載できない場合もあります。

**◆その他**

　町が発行しているカルチャー＆スポーツ等に掲載できます。

**（２）会場利用の支援**

ボランティアセンター登録団体が実施する、会議や打ち合わせ等を目的に、武豊町中央

公民館の利用料を減免で利用できます。

（登録の次年度から対象）

許可を受けた団体は、代表者の方へ「ボランティアセンター登録団体減免許可確認書」をお渡しします。

「ボランティアセンター登録団体減免許可確認書」を受け取った減免対象団体は、予約・申請は各団体で行ってください。また、各団体で責任をもって利用してください。

**◆武豊町中央公民館**

住所：武豊町字山ノ神20-1

電話：73-2424

貸館時間：午前9時～午後９時30分

休館日等：月曜日（月曜日が国民の祝日の場合は、開館）、年末年始（12/28～1/4）

**（３）機材の使用等**

　ボランティア活動で必要な印刷物は、社会福祉協議会のコピー機と印刷機を使用できます（有料）。大量に印刷する場合には、事前に社会福祉協議会にご連絡ください。

下記の機材がありますのでご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 機材 | 利用料金 |
| 大型プリンター | Ａ１　200円/1枚（1ｍ）Ａ０　300円/1枚（1ｍ）Ｂ０　400円/１枚（1ｍ）※１ｍに満たない長さは切り上げ |
| ラミネーター | Ａ４　10円/枚　※機械のみの利用は無料Ａ３　20円/枚 |
| 紙折り機 | 無料 |
| 電動ホッチキス機 | ホチキス１円/１本 |
| 単色印刷機 | 原紙１枚（60円）用紙（Ａ4：1円/枚・Ａ3：2円/枚）※用紙の持ち込み可 |
| カラー印刷機 | モノクロ2円/枚・カラー5円/枚用紙（Ａ4：1円/枚・Ａ3：2円/枚）ホチキス１円/1本※用紙持ち込み不可 |
| コピー機 | 白黒　１枚１０円（Ａ4・Ａ3）カラー　Ａ4：1枚50円　　　　Ａ3：1枚80円 |
| 名刺印刷 | １シート（10枚）100円 |

**（４）ボランティア活動助成金**

**交付対象**

➀武豊町ボランティアセンターに登録し、1年以上経過したグループであること

②会員会費を集め、自主的な福祉・ボランティア活動をしていること

③特別な活動（事業）を除き、その主となるグループ活動に他の公的な助成等を受けて

いないグループ

**交付額**

　　助成金の交付額は、社会福祉法人武豊町社会福祉協議会が、予算の範囲内で決定し、

1団体50,000円以内とする。

**（５）備品の貸出し**

＜ボランティアセンター及び社会福祉協議会貸出し備品一覧＞

・車いす（福祉活動用）　　　　　・高齢者擬似体験セット

・アイマスク　　　　　　　　　　・点字板

・ノートパソコン　　　　　　　　・ヒアリングループ

・プロジェクター　　　　　　　　・ラミネーター（フィルムは各自）

・スクリーン　　　　　　　　　　・拡声器

・アンプセット　　　　　　　　　・名札（紐は洗って返却）

・消毒液　　　　　　　　　　　　・非接触体温計

・仕切り版（アクリル板）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

**※詳細につきましては、ボランティアセンターへお問合せ・ご相談ください。**